

第14回 吉見町立小学校統合再編準備委員会 次第

日 時：令和8年7月7日（火）

午後2時00分

場 所：吉見町役場3階 大会議室

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 挨 拶

4 自己紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料1

5 議 事

（1）小学校統合再編に関する経緯について・・・・・・・・・・・・・資料2

（2）統合再編準備委員会の活動内容等について・・・・・・・・・・・・・資料3 参考資料1

（3）施設整備手法の基本的な方向性について・・・・・・・・・・・・・資料4

（4）今後のスケジュールについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料5

6 事務連絡

7 閉 会

【配布資料一覧】

資料1：吉見町立小学校統合再編準備委員会委員名簿

資料2：小学校統合再編に関する経緯について

資料3：統合再編準備委員会の活動内容等について

資料4：施設整備手法の基本的な方向性について

資料5：今後のスケジュールについて

参考資料1：吉見町立小学校統合再編準備委員会設置要綱

参考資料2：児童数の推移と今後の見込みについて

吉見町立小学校統合再編準備委員会委員名簿

資料 1

(順不同、敬称略)

No.	氏 名	役 職 名	選出根拠
1	松本 亜紀子	東第一小学校PTA代表	(1) 保護者を代表する者
2	瀬山 瑞樹	東第二小学校PTA代表	(1) 保護者を代表する者
3	小高 菜穂子	南小学校PTA代表	(1) 保護者を代表する者
4	内田 利之	西小学校PTA代表	(1) 保護者を代表する者
5	金井 和利	北小学校PTA代表	(1) 保護者を代表する者
6	栗田 隼人	西が丘小学校PTA代表	(1) 保護者を代表する者
7	田村 はるみ	吉見中学校PTA代表	(1) 保護者を代表する者
8	川村 恵美	よしみ幼稚園保護者代表	(1) 保護者を代表する者
9	石川 あかね	よしみけやき保育所保護者代表	(1) 保護者を代表する者
10	前田 由美子	東第一小学校長	(2) 学校の教職員を代表する者
11	小澤 美穂子	東第二小学校長	(2) 学校の教職員を代表する者
12	齊藤 浩正	南小学校長	(2) 学校の教職員を代表する者
13	高田 享	西小学校長	(2) 学校の教職員を代表する者
14	野口 千津子	北小学校長	(2) 学校の教職員を代表する者
15	山本 享	西が丘小学校長	(2) 学校の教職員を代表する者
16	橋本 慎也	吉見中学校長	(2) 学校の教職員を代表する者
17	横田 進	区長会 東地区(東一小)	(3) 地域住民を代表する者
18	内野 房雄	区長会 東地区(東二小)	(3) 地域住民を代表する者
19	芳野 悦青	区長会 南地区(南小)	(3) 地域住民を代表する者
20	新井 力三	区長会 西地区(西小)	(3) 地域住民を代表する者
21	吉田 公敏	区長会 北地区(北小)	(3) 地域住民を代表する者
22	小澤 俊則	区長会 西地区(西が丘小)	(3) 地域住民を代表する者
23	久保田 秀至	委員長(元 公立小学校長)	(4) 教育委員会が必要と認める者
24	小池 幸	副委員長(元 公立小学校長)	(4) 教育委員会が必要と認める者

1号委員 : 保護者を代表する者

2号委員 : 学校の教職員を代表する者

3号委員 : 地域住民を代表する者

4号委員 : 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

※網掛けの委員につきましては、新任となります。

小学校統合再編に関する経緯について

現在、町内すべての小学校は1学年1学級以下（一部は複式学級）という極めて小規模な状況にあり、教育環境や学校運営への影響が懸念されています。また、老朽化した校舎への対応も急務です。

これを受け、町及び教育委員会では令和5年2月に「小学校統合再編計画」を策定し、基本計画の策定や設計等を進めてまいりました。

しかしながら、令和7年5月の「現計画については、一旦立ち止まり、幅広く意見を伺いながら、小学校の統合を進める」との町長の判断を受け、約半年にわたり町と教育委員会で調整を進めた結果、10月に「基本計画等の見直し（骨子）」及び新たな「小学校統合再編の方針」が決定しました。

その後、教育委員会では基本計画等の見直しに向け検討を重ね、令和8年5月に「施設整備手法の基本的な方向性」が定まりました。今後、この方向性に基づき基本計画等を見直し、統合小学校の早期開校に向けて取り組んでまいります。

年 月	内 容
令和元年 7月	吉見町立学校あり方研究協議会設置【全7回開催】
令和2年 7月	吉見町の学校教育に関する保護者アンケート調査の実施 ※ 保護者数(世帯数):1,227人 回収数:914件 回収率:81.1%
令和3年 3月	「吉見町立学校あり方研究協議会調査研究報告書」提出
7月	吉見町立学校適正規模等検討委員会設置【全8回開催】
8月	学校の適正規模や適正配置に関するアンケート調査の実施 ※ 町立小中学校教職員:112人 回収数:109人 回収率:97.3%
令和3年12月	「吉見町立学校あり方研究協議会調査研究報告書」保護者説明会
令和4年 2月	「吉見町立学校の適正規模及び適正配置等について」答申 答申1:小学校数 小学校6校を1校に統合再編する。 答申2:設置場所 新設小学校は、吉見中学校との位置関係を考慮しながら、町中央部とする。 答申3:統合再編の時期 現在、全ての小学校が小規模校または過小規模校であり、将来的にも児童数が減少傾向にあるため、新設小学校については、できるだけ早期の開校を目標とする。
9月	(仮称)吉見町立小学校統合再編計画(案)策定
10月～11月	(仮称)吉見町立小学校統合再編計画(案)保護者・地域住民説明会 ※ 全15回延べ224人

年 月	内 容
1 1 月	(仮称)吉見町立小学校統合再編計画(案)パブリックコメント ※ 意見:3人
令和5年 2月	吉見町立小学校統合再編計画の策定 <主な内容> ・統合再編の方法 小学校6校を1校に統合再編 ・学校の位置 統合小学校の位置は、吉見中学校敷地内 ・学校施設 校舎、体育館等の学校施設を新たに建設 ・全体計画 令和10年4月開校予定
5月～	吉見町立小学校統合再編準備委員会設置【全13回開催】 ・吉見町統合小学校に関する基本構想・基本計画について ・統合小学校の校名候補の選定について
7月	統合小学校の校名案の募集 ※ 対象:児童・生徒を含む町内在住者等 応募案:205案 先進地視察研修【北の杜学園・笠懸西小学校(群馬県)】
9月	統合小学校の学校施設に関するアンケート調査の実施 ※ 回答数:599人(児童 293・保護者 253・教職員 53)
1 1 月	交流事業の実施 総合教育会議において校名案を「吉見町立吉見小学校」に決定
1 2 月	先進地視察研修【研究学園小学校・小川北義務教育小学校(茨城県)】
令和6年 3月	吉見町統合小学校に関する基本構想・基本計画の策定
8月	統合小学校の校章デザインの募集 ※ 対象:吉見町在住・在勤の方のほか、吉見町にゆかりのある方 応募数:169人
令和7年 2月	建設基本設計(案)説明会の開催 ※ 全6回延べ187人
3月	吉見町立小中学校設置条例の改正 校名:吉見町立吉見小学校 体操着デザイン等の決定
5月	町長所信表明 「一旦立ち止まり、幅広く意見を伺いながら、小学校の統合を進める」
1 0 月	「基本計画等の見直しについて(骨子)」及び新たな「小学校統合再編の方針」の決定(別紙1)
令和8年 5月	「施設整備手法の基本的な方向性」の決定(別紙2)

小学校統合再編についてお知らせ

別紙1

●教育総務課小学校統合準備室 TEL 54-8938

令和7年10月17日に開催された「令和7年度第2回吉見町総合教育会議※」において、小学校の統合再編について改めて協議を行い、「基本計画等の見直しについて（骨子）」及び「小学校統合再編の方針について」が以下のとおり決定しましたのでお知らせします。

これまで、小学校の統合再編については、令和10年4月の開校を目指し、町内の小学校6校を1校に統合再編し、吉見中学校の敷地内に校舎等を新たに建設する方針に基づき計画を進めてきましたが、令和7年5月に「一旦立ち止まる」との判断がなされました。その後、町と教育委員会では、約半年にわたり丁寧な調整を重ねてまいりました。

この間、地域の皆さまには御心配や御不安をおかけしましたが、今後も皆さまの声に耳を傾けながら、この小学校統合再編事業が、将来の吉見町の「**新しい教育のスタート**」となるよう子どもたちのより良い教育環境づくりに向け取り組んでまいります。

吉見町・吉見町教育委員会

※総合教育会議とは

町長と教育委員会が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたるため、教育行政の施策等を協議・調整する会議
会議において調整がついた事項については、それぞれその結果を尊重して事務を執行することとなります。

◆基本計画等の見直しについて（骨子）

1 施設整備費の縮減について

統合小学校の整備は、限られた財源に対応しつつ、建設費から運用費、保全費、将来にわたる修繕・更新費などを含むライフサイクルコストも考慮し、長寿命化や既存建築物の有効活用等も検討して、効率的かつ効果的な施設整備を進める必要があります。

こうした観点から、計画等について、施設整備費縮減を中心に、必要な部分を見直します。

2 既存施設の有効活用について

学校は大規模な施設で、町民共有の貴重な地域資源であり、閉校施設及びその跡地については、魅力的な地域創造に向けて、幅広く有効活用策を考えていく必要があります。

そこで、吉見町公共施設等総合管理計画※を基本に、閉校施設及びその跡地活用について、基本的な考え方や検討の進め方などを基本計画等に加えます。

(1) 東第一小学校について

市街化区域にある東第一小学校については、社会教育、子育て支援、児童福祉、地域コミュニティ、防災機能等を持つ施設として、積極的な活用に向けて検討します。

(2) 閉校跡地について

学校施設のうち再編・統合により役割を終えた学校施設については、吉見町公共施設等総合管理計画を基本として、校舎及びその跡地の利活用を検討します。

3 その他検討すべき事項について

中学校のあり方の検討を含めた小中一貫教育への移行、他の公共施設（学童クラブ、武道館等）との複合化、共有化などについても検討し、その基本的な考え方や検討の進め方などを基本計画等に加えます。

※公共施設等総合管理計画とは

公共サービスを維持・向上するために、公共施設全体の状況を把握するとともに、将来の人口と財政状況をふまえ、公共施設の維持管理、更新、統廃合、複合化、長寿命化などを計画的に取り組むことを目的とする計画

次ページに、
骨子内容に沿った小学校の統合再編の方針を掲載します ➡

小学校統合再編についてお知らせ

◆小学校統合再編の方針について

小学校統合再編の方針について、基本的には、基本計画等のとおりとしますが、学校施設、整備スケジュールなどについては、一部を見直します。

1 統合再編の方法

小学校 6 校を **1 校** に統合再編します。

2 学校の位置

統合小学校の位置は、**吉見中学校敷地内** とします。

3 学校施設

校舎等の学校施設整備については、より長期的視野に立って、整備費用の縮減を図ることとします。

4 既存施設の活用

閉校施設及び跡地については、吉見町公共施設等総合管理計画を基本に、活用の基本的な考え方や検討の進め方などを定めることとします。

5 整備スケジュール

開校は**できる限り早い時期を目指す**こととします。



◆総合教育会議
会議録について

◆方針を受けて

○これからの財政負担をできる限り軽減するため、統合小学校の施設整備にかかる費用を見直します。現在の基本設計を見直すことで建設費の縮減を図るとともに、将来的に小中学校で施設を共用することも視野に入れることで、将来発生する中学校施設の改築に係る費用の抑制が期待できます。

○統合再編により役割を終えた学校施設については、有効な活用方法を検討していきます。例えば、東第一小学校では、学校の機能を残して、学校に登校が難しい子どもたちの「居場所づくり」や、町が行う学習支援の「公営の塾」としての活用などが考えられます。

○小中一貫教育への移行について、さらに検討を進めていきます。中学校進学時の不安を和らげる「中一ギャップ」の軽減や義務教育 9 年間を通じた一貫性のある教育課程の編成が可能となるなど、教育的効果の向上が期待できます。

以上のとおり計画等の見直しをすすめ、令和 11 年 4 月以降できるだけ早い統合小学校開校を目指し、取り組みます。

◆小学校統合再編に関する これまでの経過

○吉見町立学校あり方研究協議会の設置

(令和元年 7 月～令和 3 年 3 月)

○吉見町立学校適正規模等検討委員会の設置

(令和 3 年 7 月～令和 4 年 2 月)

○吉見町立小学校統合再編計画の策定(令和 5 年 2 月)

○吉見町立小学校統合再編準備委員会の設置

(令和 5 年 5 月～)

○吉見町統合小学校に関する基本構想・基本計画の策定

(令和 6 年 3 月)

○吉見町立統合小学校建設基本設計(案)の策定(令和 7 年 2 月)

◆小学校統合再編についての詳細は
町ホームページにて掲載してます。



◆統合再編の方針決定の流れ (令和 7 年 5 月～)

①町長の所信表明(令和 7 年 5 月)

『現計画について一旦立ち止まり、幅広く意見を伺いながら、
小学校の統合を進める』

②令和 7 年度第 1 回吉見町総合教育会議(令和 7 年 6 月)

小学校統合再編に関する意見交換

③庁内検討会議(令和 7 年 7 月～ 全 3 回)

小学校統合再編に関する行財政面からの課題の整理

④吉見町議会全員協議会(令和 7 年 9 月)

庁内検討会議の内容について、議会に報告並びに意見聴取

⑤令和 7 年度第 2 回吉見町総合教育会議(令和 7 年 10 月)

現在の計画等の見直しについて

小学校統合再編の方針について

⑥吉見町議会全員協議会(令和 7 年 11 月)

小学校統合再編の方針等について、議会に報告

小学校統合再編についてのお知らせ

別紙2

➡教育総務課小学校統合準備室 TEL 54-8938

5月22日(金)に開催された「令和8年度第1回吉見町総合教育会議」において、小学校統合再編について協議を行い、「施設整備手法の基本的な方向性」が以下のとおり確認されましたのでお知らせします。

令和7年10月の総合教育会議にて「基本計画等の見直しについて(骨子)」および「小学校統合再編の方針について」が決定されて以降、施設整備費の縮減を図るため、町と教育委員会では基本計画等の見直しに向けて、施設整備手法等について慎重に検討を進めてきました。

今後、この「施設整備手法の基本的な方向性」を踏まえ、子どもたちにとってより良い教育環境の実現に向け、9月末を目途に基本計画の見直しを早急に進めていきます。あわせて、具体的な整備スケジュールについても、一日も早くお示しできるよう、取り組んでいきます。なお、基本計画の見直しが完了した段階で、11月を目途に住民説明会の開催を予定しています。

※総合教育会議とは

町長と教育委員会が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたるため、教育行政の施策等を協議・調整する会議のことで、会議において調整がついた事項については、それぞれその結果を尊重して事務を執行することとなります。

◆施設整備手法の基本的な方向性

1 普通教室

将来的な小中一貫教育を見据え、新たに建設する校舎には、普通教室18教室を整備します。

2 新校舎の構造

子どもたちの安全・安心と学習しやすい環境の確保を図るため、耐震性や遮音性などに十分配慮した上で、校舎の構造は鉄骨造を基本として検討します。

3 既存校舎の活用

小学校機能が分散しないよう、中学校既存校舎のうち旧校舎は使用せず、特別教室棟の一部を改修し、活用します。

4 体育館

体育館については、中学校体育館の共用に加え、式典や体育の授業にも対応できるよう、体育館機能を備えた多目的ホール(アリーナ)を新設します。

5 プール

新設校舎の建築面積の縮小により、既存のプールを解体しない選択肢も生まれることから、既存のプールの活用可否については、水泳授業のあり方も含めて検討します。

◆通学路・スクールバスについて

統合小学校が吉見中学校の敷地内に建設されることに伴い、遠距離通学となる児童の通学支援のため、スクールバスの運行を計画しています。

スクールバスについては、保護者の皆さまの関心が高い事項ですので、校舎の整備と並行して検討を進めていきます。

利用範囲やバス停留所の位置など運行に関する具体的な事項については、小学校統合再編準備委員会内の総務部会にて、他自治体の先進事例も参考にしながら、町の実情に即した安全で円滑なスクールバスの運行を検討していきます。

◆その他

統合再編後に役割を終えた学校の跡地利用、学童保育施設などについて意見交換がされました。吉見町総合教育会議については会議録が公開されていますので、ご覧ください。



▲町HP

統合再編準備委員会の活動内容等について

1 設置目的

吉見町立小学校の円滑な統合再編に必要な準備、検討及び調整を図る。

2 所掌事務

次に掲げる事項を調査、検討し、その結果を吉見町教育委員会に報告する。

- (1) 校名、校則、校章等に関すること。
- (2) 通学体制に関すること。
- (3) 教育課程、学校行事等に関すること。
- (4) 施設整備、設備備品等に関すること。
- (5) その他統合再編に関し必要な事項に関すること。

3 委員構成

区 分	人 数	選 出
保護者を代表する者	9 名	各小・中学校、よしみ幼稚園 よしみけやき保育所
学校の教職員を代表する者	7 名	各小・中学校長
地域住民を代表する者	6 名	各小学校区区長
教育委員会が必要と認める者	2 名	元小学校長
計	24 名	

事務局：吉見町教育委員会 教育総務課 小学校統合準備室

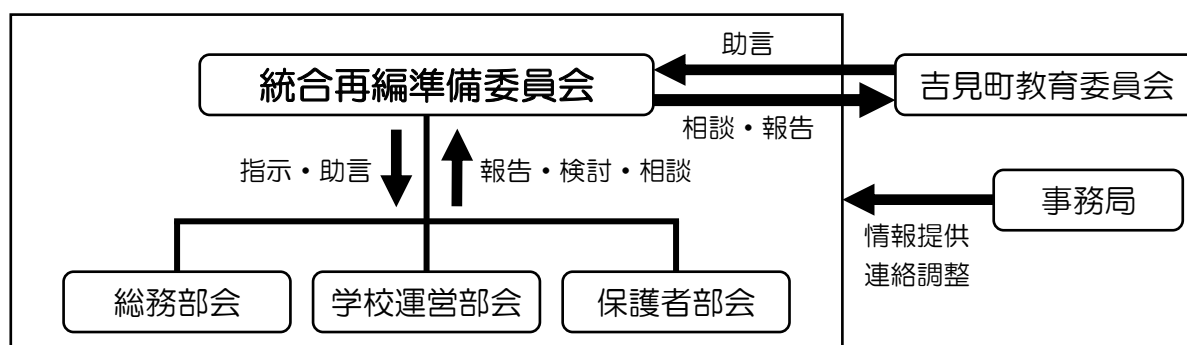
4 委員の任期

委嘱の日から所掌事務が終了するまでの期間とする。ただし、所属する組織や団体の職を離れた場合は、新たに職に就いた者や推薦された者を委員として委嘱する。

5 専門部会について

委員会は、所掌事務を推進するため、専門部会を設置することができる。

6 統合再編準備委員会の組織体制



7 主な検討事項について

(1) 統合再編準備委員会

所掌事務について調査、検討し、その結果を教育委員会へ報告する。

委員会	主な検討事項
統合再編準備委員会	・新校舎の整備に関すること ・校名に関すること（令和5年度） ・各専門部会案の検討 など

(2) 専門部会

所掌事務の資料収集、専門的な検討を行い、統合再編準備委員会へ報告する。

部会	主な検討事項
総務部会 再開予定年度 令和8年度	・校歌、校章に関すること ・歴史、伝統の保存に関すること ・通学体制に関すること★ ・通学路に関すること★ ・スクールバスの運用に関すること★ ・体操着等の選定に関すること など
学校運営部会 再開予定年度 令和9年度	・教育課程等の教育内容に関すること ・学校行事に関すること ・委員会、クラブ活動等に関すること ・備品整備等に関すること ・交流事業に関すること★ など
保護者部会 開始予定年度 令和9年度	・PTAの組織運営に関すること ・PTA規約に関すること など

※ 前回（第13回）までの協議・決定事項

(1) 学校名について

「吉見町立吉見小学校」に決定。

(2) 校章について

最終候補決定。総合教育会議で修正の指摘あり（修正後の校章案 別紙3）。

(3) 体操着について

体操着デザイン決定。開校時期が決まり次第、販売について調整（別紙4）。

吉見町立小学校統合再編準備委員会・専門部会委員構成

	吉見町立小学校統合再編準備委員会		専門部会		
			総務部会	学校運営部会	保護者部会
1	保護者代表 【1号委員】	東第一小学校PTA代表	選出		選出
2		東第二小学校PTA代表	選出		選出
3		南小学校PTA代表	選出		選出
4		西小学校PTA代表	選出		選出
5		北小学校PTA代表	選出		選出
6		西が丘小学校PTA代表	選出		選出
7		吉見中学校PTA代表			選出
8		よしみ幼稚園保護者代表	選出		
9		よしみけやき保育所保護者代表	選出		
10	学校代表 【2号委員】	東第一小学校長	校長	教頭	教務主任
11		東第二小学校長	校長	教頭	教務主任
12		南小学校長	校長	教頭	教務主任
13		西小学校長	校長	教頭	教務主任
14		北小学校長	校長	教頭	教務主任
15		西が丘小学校長	校長	教頭	教務主任
16		吉見中学校長		教頭	教務主任
17	地域代表 【3号委員】	東地区区長（東第一小学校区）	○		
18		東地区区長（東第二小学校区）	○		
19		南地区区長（南小学校区）	○		
20		西地区区長（西小学校区）	○		
21		北地区区長（北小学校区）	○		
22		西地区区長（西が丘小学校区）	○		
23	教育委員会が必要と認める者 【4号委員】				
24					
	合計人数	24	20	7	14

※準備委員会の委員は、専門部会の委員を兼ねることもできる。

統合小学校の校章の選定について

総合教育会議（R 7年3月26日開催）において校章デザインについて以下の意見があり、作成者に依頼して補正したデザインとなります。

- ・ 小学校の「小」の字があったらどうか
- ・ 6校の統合なので、いちごの花びらが6枚の方がよい。
- ・ いちごの葉を下に2枚の方が安定感が感じられるのではないか。

A 案



原 案



B 案



統合小学校建設基本設計（案）説明会を開催しました

今年度から取り組んでいます統合小学校の設計業務について、基本設計（案）がまとまりましたので、各地区公民館とフレサよしみにおいて、保護者や地域住民の方を対象に説明会を開催しました。全6回開催し、延べ187名の方に参加いただきました。

説明会で配付した資料やご質問の内容及び回答については、町ホームページに公開していますので、ご参照ください。



町ホームページ



説明会の様子

専門部会からの報告事項

■体操着（半袖・半ズボン）【指定品】

統合小学校の体操着（半袖・半ズボン）は、現在の吉見中学校の体操着と同じデザインと素材で作成し、胸元のロゴは、「YOSHIMI」とします。また、小学生と中学生を見分けやすくするため、小学生用の名札は○色、中学生用は学年ごとの色で作成し、ロゴの下に貼り付けるタイプを予定しています。

中学校に進学する際は、体操着を買い替えることなく、名札を張り替えるだけで継続して使用することができます。

なお、新体操着については、令和8年度から購入できるよう進めています。

現在の吉見中学校の半袖・半ズボン



■ジャージ（長袖・長ズボン）

保護者・教職員のアンケート結果等から、現時点で必要性を判断することが難しいため、作成しないこととしました。冬季の体育時の防寒用衣類は、現在、指定ジャージがない西小・東二小・西が丘小を参考に検討していきます。

■体育帽子・通学帽子【指定品】

学年色と黄色（登下校時）のリバーシブルタイプの帽子を作成します。

■上履き・給食着（エプロン・給食帽子）

指定品とせず、推奨品とします。現行の各小学校の運用と同様とします。



お問い合わせ

吉見町教育委員会
教育総務課 小学校統合準備室
電話：0493-54-8938



町ホームページ

詳細はこちらをご覧ください

吉見町教委要綱第 1 号

吉見町立小学校統合再編準備委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 吉見町立小学校の円滑な統合再編に必要な準備、検討及び調整を図るため、吉見町立小学校統合再編準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を調査、検討し、その結果を吉見町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。

- (1) 校名、校則、校章等に関すること。
- (2) 通学体制に関すること。
- (3) 教育課程、学校行事等に関すること。
- (4) 施設整備、設備備品等に関すること。
- (5) その他統合再編に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 保護者を代表する者
- (2) 学校の教職員を代表する者
- (3) 地域住民を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から第 2 条に規定する所掌事務が終了するまでの期間とする。

2 教育委員会は、特定の地位又はその職（以下「地位等」という。）にあるため委員となった者が、当該地位等に該当しなくなったときは、委員の職を辞したものとみなし、当該地位等にある者を委員として委嘱する。ただし、当該地位等にある者が所属する組織、団体から委員の推薦があるときは、推薦された者を委員として委嘱することができる。

3 教育委員会は、前項の規定によるもののほか、委員が欠けたときは、前条各号の区分に従い後任者を委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、資料の提出を求めることができる。

（専門部会）

第7条 委員会は、第2条に規定する所掌事務の推進のため、専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、委員会の指示により、所掌事務に係る資料収集、細部についての検討を専門的に行い、その経過及び結果を委員会へ報告するものとする。

3 専門部会を構成する部会員は、委員会において定める。

4 専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によってこれを定める。

5 部会長は、専門部会の業務を総理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

7 専門部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

8 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の会議に部会員以外の者の出席を要請し、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 委員会及び専門部会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

1) 施設整備手法の基本的な方向性について

	原 案	見直し案
コ ス ト	1.00	約 0.60～0.70
構 造	鉄筋コンクリート造（RC 造）	鉄骨造（S 造）
延 床 面 積	約 8,000 m ²	約 4,500 m ² + 約 700 m ²
普 通 教 室	18 教室	18 教室
特別支援教室	6 教室	6 教室
特 別 教 室	音楽室や理科室を新設	生活科室のみ新設
体 育 館	新設（校舎一体型体育館）	体育館共用+新設（多目的ホール・アリーナ）
旧 校 舎	解体	解体
プ ー ル	解体	存置可能

- 令和 8 年の事務行程（予定）
- 4 月～ 9 月

基本計画等の見直し業務
- 5 月 2 2 日

総合教育会議

・施設整備手法の基本的な方向性の決定
- 6 月 9 日

町議会

・全員協議会 報告
- 7 月～

準備委員会の開催

・基本計画見直し案の検討 ほか
- 9 月

町議会

・全員協議会 報告
- 1 0 月

総合教育会議

・基本計画（見直し）案の決定、開校時期決定
- 1 1 月

住民説明会

・基本計画（見直し）案、整備スケジュール
- 1 2 月

町議会

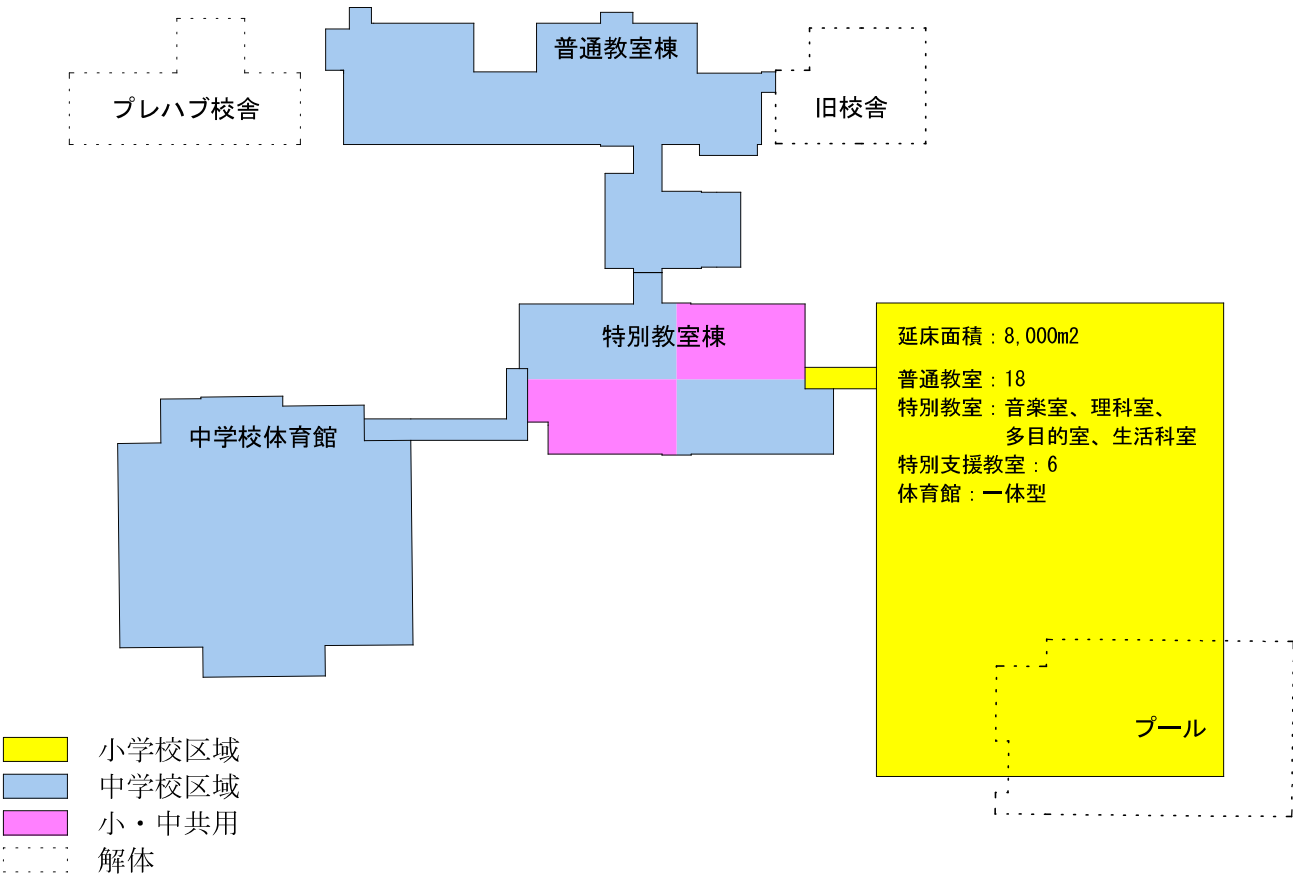
・全員協議会 報告

・補正予算等上程

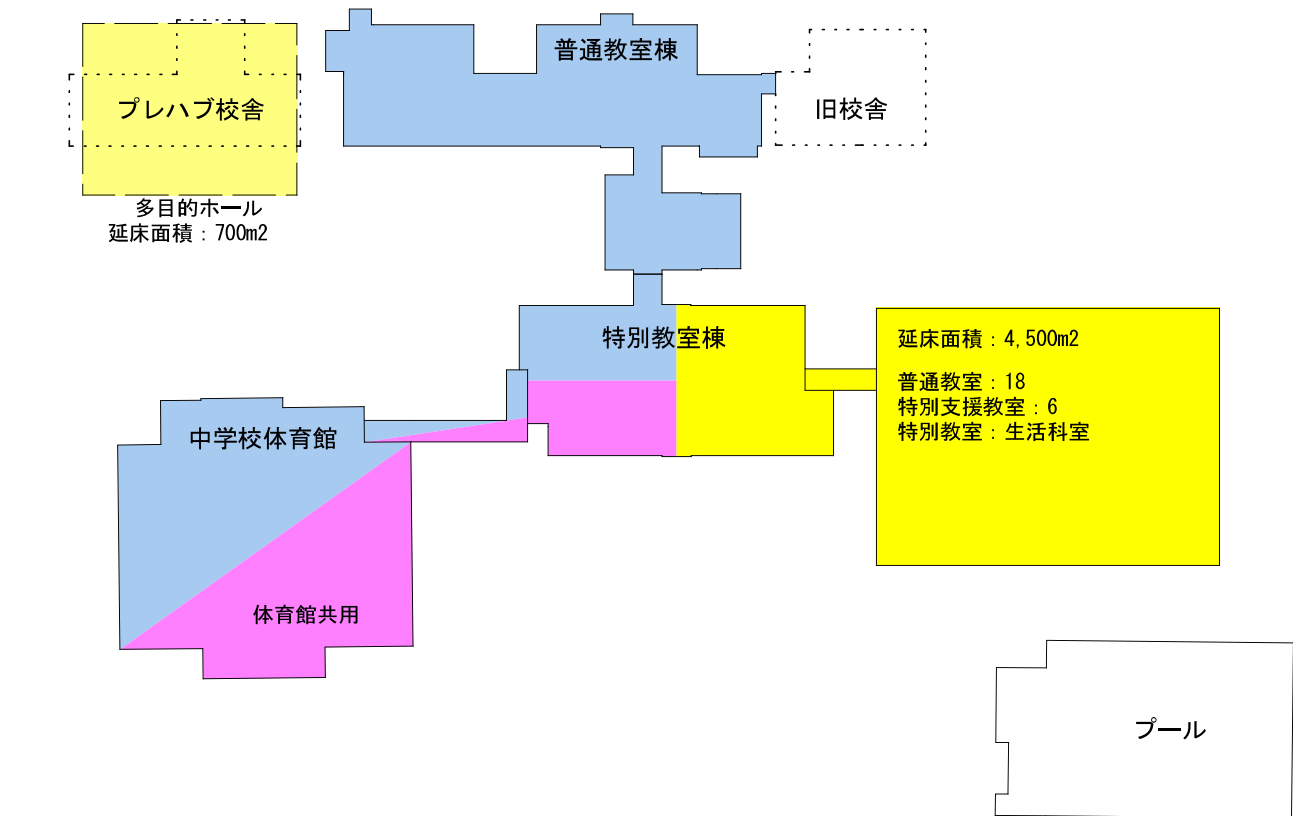
○ 吉見中学校 航空写真



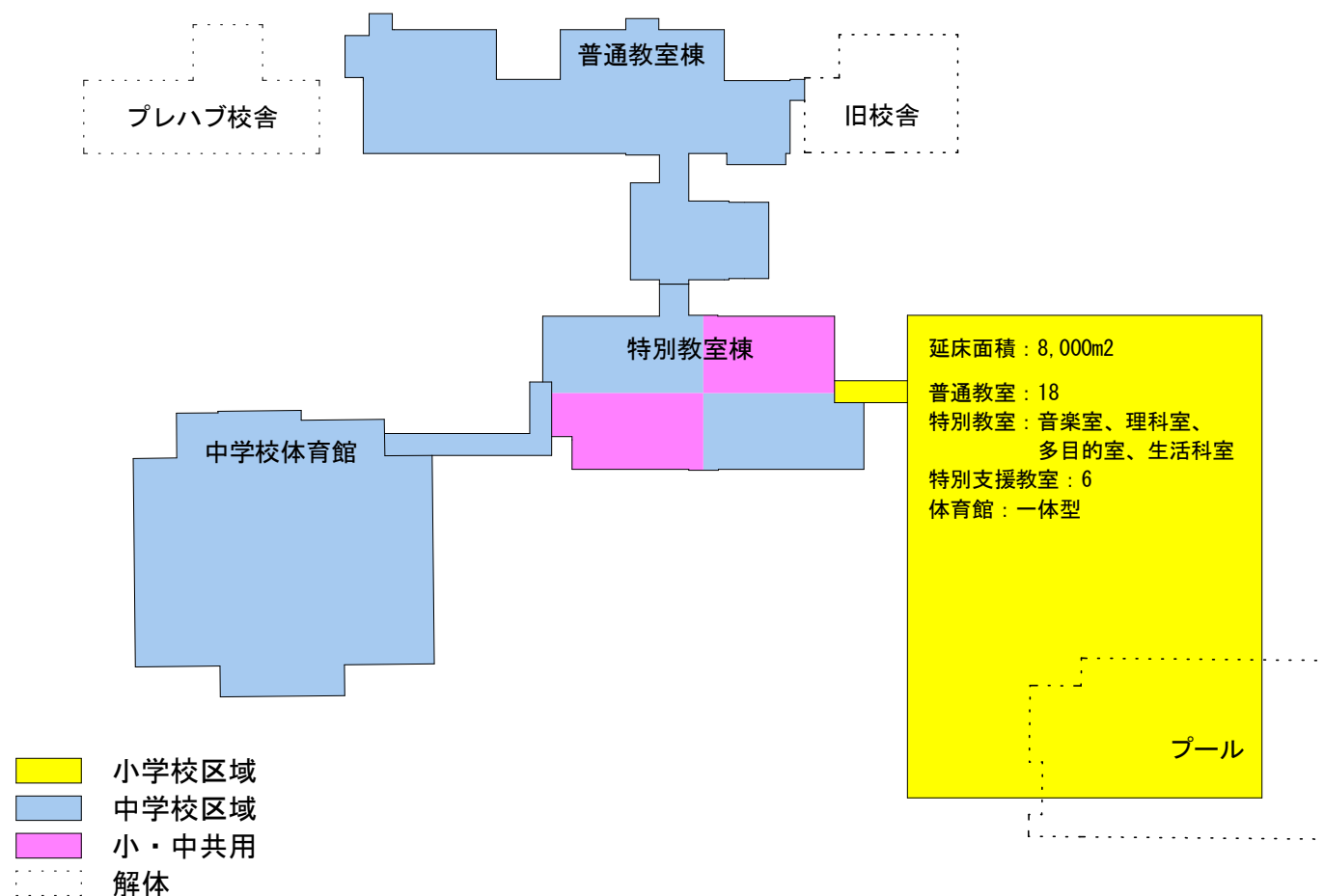
Google Earth(R6.11.4 撮影)



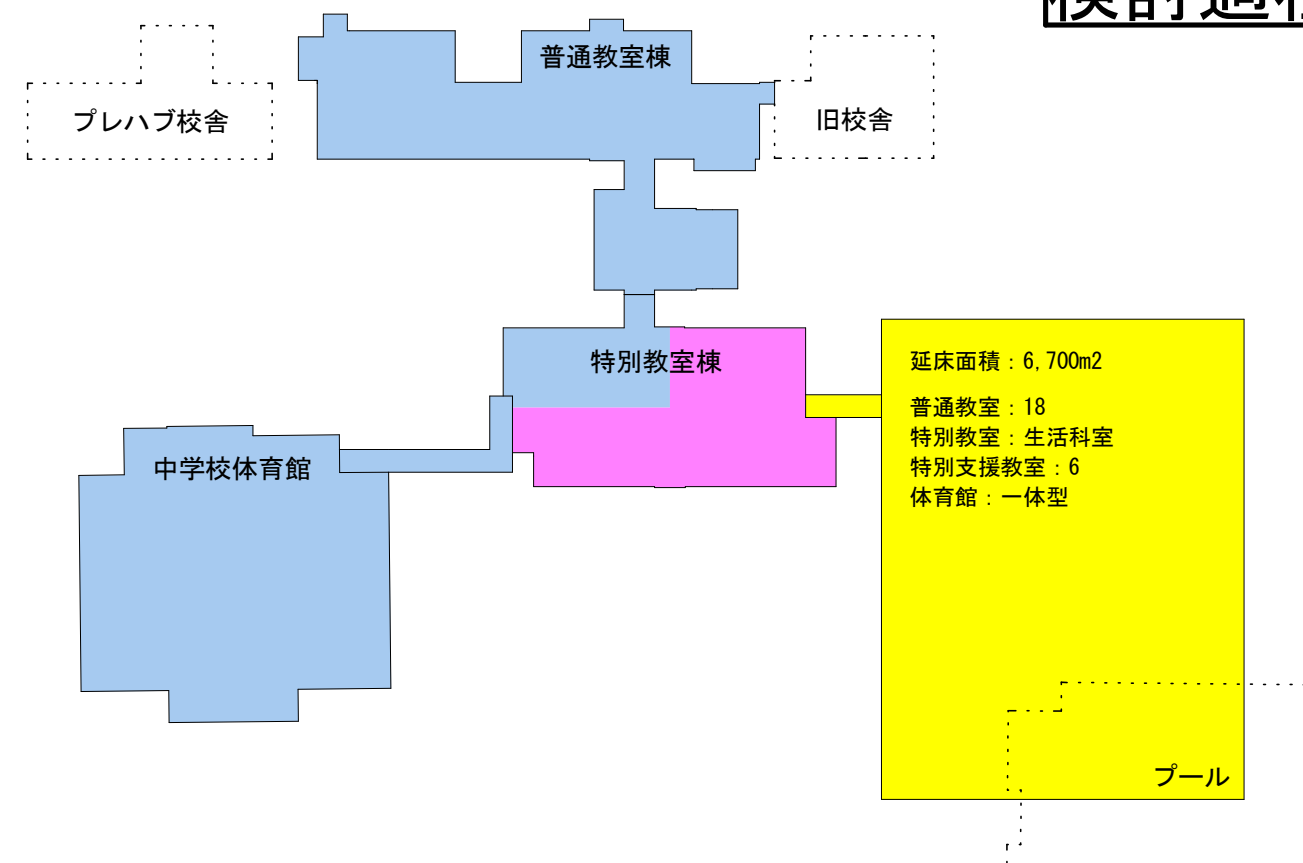
見直し案（A-4案）



原案（体育館一体）

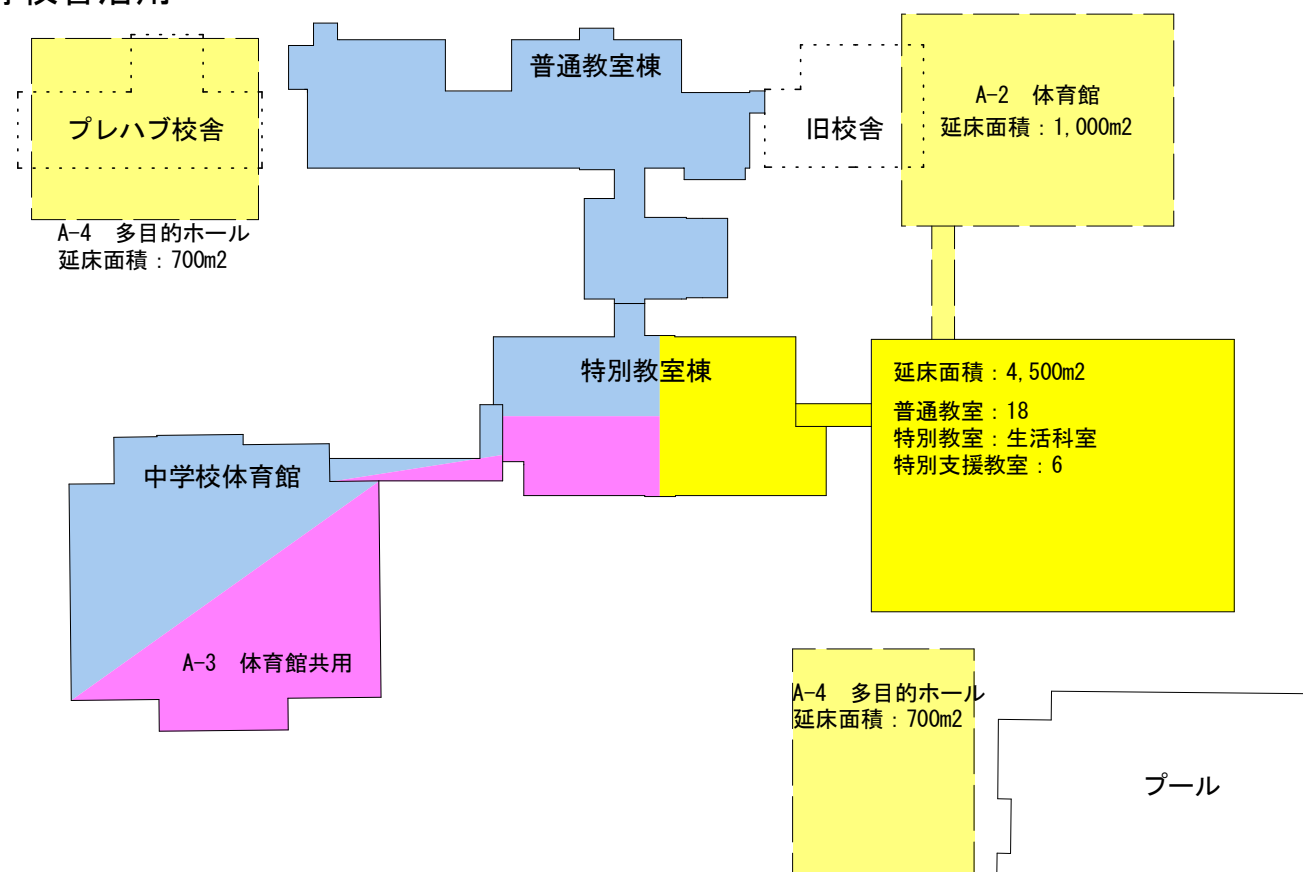


A-1案（体育館一体）
原案規模縮小

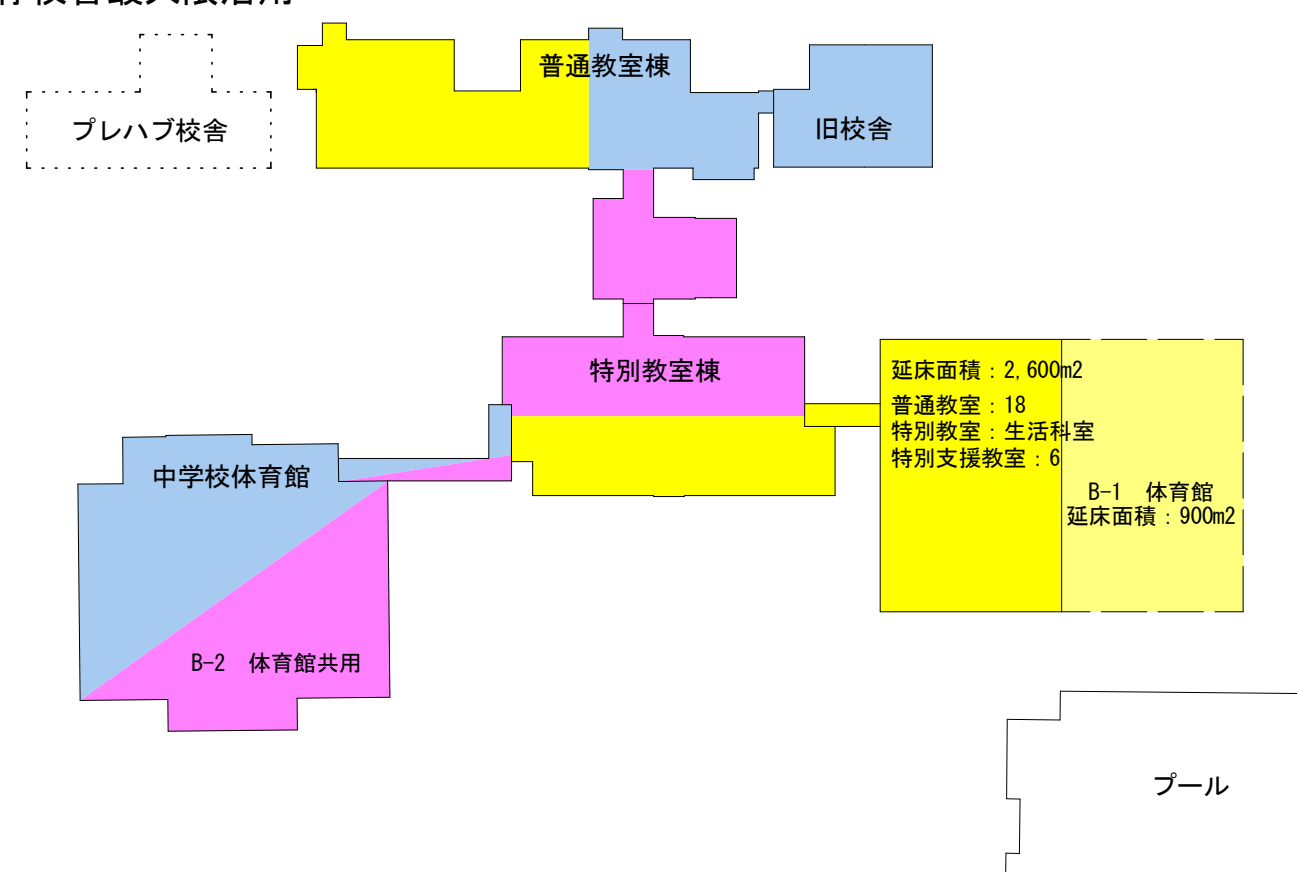


検討過程

A-2案（体育館別棟）, A-3案（体育館なし）, A-4案（多目的ホール）
既存校舎活用



B-1案（体育館一体）, B-2案（体育館なし）
既存校舎最大限活用

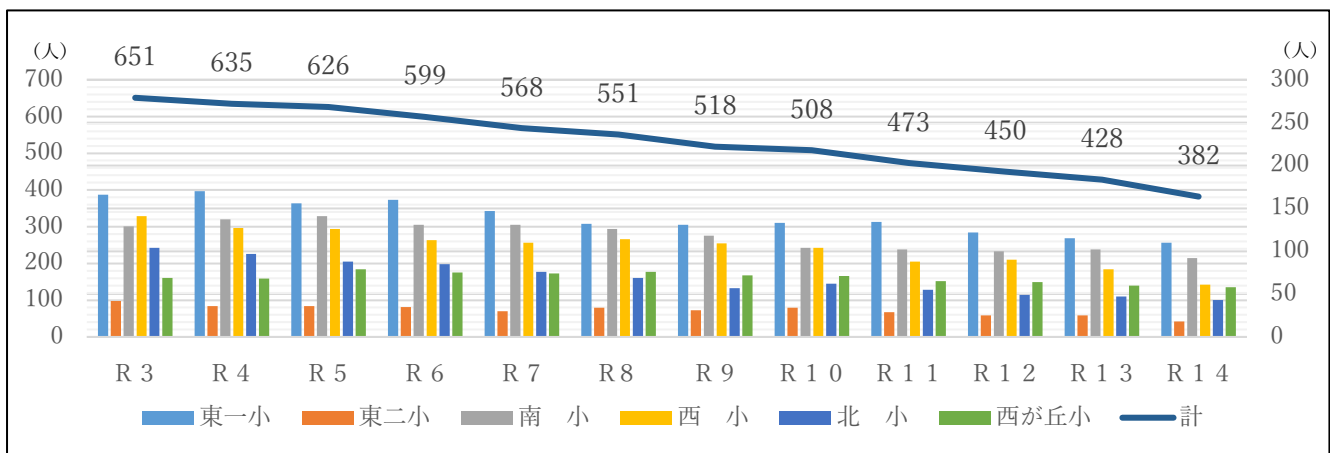


児童数の推移と今後の見込みについて

令和9年度以降の児童数の推移については、令和8年度の人数がそのまま進級することを前提としています。また、令和9年度以降の入学予定者数は、調査基準日（令和8年5月1日）に住民登録のある0歳から5歳までの人口を行政区ごとに算出し、それを基に小学校別に集計しています。

◆年度別・小学校別の児童数の推移

学校名	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12	R13	R14
東一小	166	170	156	160	147	132	131	133	134	122	115	110
東二小	42	36	36	35	30	34	31	34	29	25	25	18
南 小	129	137	141	131	131	126	118	104	102	100	102	92
西 小	141	127	126	113	110	114	109	104	88	90	79	61
北 小	104	97	88	85	76	69	57	62	55	49	47	43
西が丘小	69	68	79	75	74	76	72	71	65	64	60	58
計	651	635	626	599	568	551	518	508	473	450	428	382



◆令和9年度以降の小学校別入学予定者数

	R9年度入学			R10年度入学			R11年度入学			R12年度入学			R13年度入学			R14年度入学		
	R2.4.2～ R3.4.1 生			R3.4.2～ R4.4.1 生			R4.4.2～ R5.4.1 生			R5.4.2～ R6.4.1 生			R6.4.2～ R7.4.1 生			R7.4.2～ R8.4.1 生		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
東一小	12	9	21	13	14	27	9	7	16	7	13	20	3	12	15	6	5	11
東二小	2	1	3	5	2	7	1	0	1	2	0	2	0	3	3	2	0	2
南 小	8	10	18	4	9	13	14	5	19	10	5	15	6	10	16	7	4	11
西 小	8	5	13	9	9	18	2	4	6	7	7	14	3	3	6	1	3	4
北 小	5	2	7	4	6	10	2	4	6	6	4	10	1	5	6	1	3	4
西が丘小	3	7	10	5	6	11	5	6	11	5	4	9	4	3	7	7	3	10
計	38	34	72	40	46	86	33	26	59	37	33	70	17	36	53	24	18	42